

# 山梨県公報

第二千五百八十号

平成二十八年

二月十五日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定(四件)……………六九
- 県営土地改良事業の完了(四件)……………七〇
- 県営土地改良事業計画の決定……………七一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………七一
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………七一

### 公 告

- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定……………七二
  - 生活保護法に基づく指定医療機関の変更……………七三
  - 生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出……………七四
  - 生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出……………七四
  - 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出……………七五
  - 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出……………七五
  - 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出……………七五
  - 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………七六
  - 土地改良区役員の退任及び就任……………七七
- 人事委員会**
- 職員の任用に関する規則及び山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………七七
  - 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………七八
- その他**
- 一般競争入札について(二件)……………七七

## 告 示

### 山梨県告示第三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

甲州市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、甲州市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

甲州市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。甲州市(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第四十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
都留市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、都留市（次の図に示す部分に限る。）  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

都留市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、都留市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第四十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
都留市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、都留市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

都留市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、都留市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第四十三号**

県営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業甲斐駒ヶ岳地区）の工事は、平成二十六年六月十三日をもって完了した。

平成二十八年二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

**山梨県告示第四十四号**

県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業中条地区）の工事は、平成二十六年五月十二日をもって完了した。

平成二十八年二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

**山梨県告示第四十五号**

県営土地改良事業（湛水防除事業東花輪川二期地区）の工事は、平成二十七年四月十

日をもって完了した。

平成二十八年二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県告示第四十六号

県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業敷島地区）の工事は、平成二十七年二月二十日をもって完了した。

平成二十八年二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県告示第四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（農村災害対策整備事業 大明見地区）の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

る。

平成二十八年二月十五日 山梨県知事 後 藤 齋

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十八年二月十六日から同年三月十四日まで

三 縦覧場所

富士吉田市役所

四 異議申立期間

平成二十八年三月十五日から同年三月二十九日まで

山梨県告示第四十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

急傾斜地崩壊危険区域  
次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から二十二号までの標柱を順次結んだ線及び二十二号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

平山	急傾斜地崩壊危険区域	標柱番号	郡	町村	大字	字	地番
一		富士吉田市	同	同	大明見	二丁目	一三五一番一
二		同	同	同	同	同	一三五三番
三		同	同	同	同	同	一一九四番一
四		同	同	同	同	同	同
五		同	同	同	同	同	同
六		同	同	同	同	同	同
七		同	同	同	同	同	同
八		同	同	同	同	同	同
九		同	同	同	同	同	同
十		同	同	同	同	同	同
十一		同	同	同	同	同	一一九四番内二
十二		同	同	同	同	同	一一九六番一
十三		同	同	同	同	同	一一九五番
十四		同	同	同	同	同	一一九四番一
十五		同	同	同	同	同	同
十六		同	同	同	同	同	一一三五一番一
十七		同	同	同	同	同	同
十八		同	同	同	同	同	同
十九		同	同	同	同	同	一一九四番一
二十		同	同	同	同	同	同
二十一		同	同	同	同	同	同
二十二		同	同	同	同	同	一一三五一番一

山梨県告示第四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日  
平成二十八年二月十五日
- 二 指定道路の位置  
笛吹市石和町八田字大郭五十二番四
- 三 指定道路の幅員  
最大四・八七メートル 最小四・八五メートル
- 四 指定道路の延長  
二十九・六一メートル

## 公 告

● 生活保護法に基づく指定医療機関の指定  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成二十八年二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
一宮町薬局	笛吹市一宮町坪井千六百四十九番地十一	平成二十六年六月一日
向井医院	北杜市長坂町長坂上条二千五百三十番地	平成二十七年二月五日
医療法人壽明会甲府昭和形成外科クリニック	中巨摩郡昭和町西条五千二百六十六番地一	平成二十七年三月一日
株式会社ウエノウエノ美咲薬局	甲府市美咲一丁目一番二十六号	同
訪問看護ステーションいけだ	甲府市下飯田一丁目二番十八号	平成二十七年三月十六日
佐藤医院	富士吉田市下吉田四丁目十三番十	平成二十七年三月十九日

医療法人山下クリニック	上野原市上野原五百九番地一	平成二十七年三月二十七日	七号
医療法人陽明会初狩クリニック	大月市初狩町中初狩百八番地一	平成二十七年四月一日	
長田在宅クリニック	甲府市西下条町十三番地	同	
サンロード調剤薬局昭和店	中巨摩郡昭和町河西六百二十二番地一	同	
しまづ脳神経クリニック	甲府市千塚五丁目十三番二十一号	同	
医療法人社団健輝会げんきキッズクリニック	中巨摩郡昭和町河東中島七百四十八番地一	同	
吉川外科整形外科医院	中巨摩郡昭和町河西六百二十三番地八	平成二十七年四月二日	
山梨県立富士・東部小児リハビリテーション診療所	南都留郡富士河口湖町船津六千六百六十三番地一	同	
みのお調剤薬局	南巨摩郡身延町梅平二千四百八十三番地百十八	平成二十七年五月一日	
アーク調剤薬局アルプス吉田店	南アルプス市吉田八百六十四番地五	同	
アルプスこどもクリニック	南アルプス市吉田八百六十四番地一	同	
高原会訪問看護ステーション	南アルプス市荊沢二百四十七番地一	同	

フアーマみらい西下条薬局	甲府市西下条町十七番地	平成二十七年六月一日
春日居皮フ科クリニック	一 笛吹市春日居町別田百六十四番地	平成二十七年六月十五日
かすがい薬局	笛吹市春日居町別田百二番地一	同
中川歯科医院	笛吹市石和町市部千二十二番地	平成二十七年六月二十九日
コマキ歯科	甲府市德行四丁目六番六号	平成二十七年七月一日
ふたば歯科クリニック	甲斐市下今井千六十番地一	同
田中歯科医院	中央市成島千三百九十二番地二	同
アルプス訪問看護ステーション	南アルプス市下宮地四百二十一番地	平成二十七年八月一日
コモア薬局	上野原市コモアしおつ三丁目二十二番三号	同
みさき薬局小瀬	甲府市増坪町五百四十一番地一	同
一般財団法人医薬分業支援センター甲府北薬局	甲府市美咲二丁目十番十六号	平成二十七年八月三十一日
きよさと診療所	北杜市高根町清里三千五百四十五番地二千四百四十八	平成二十七年九月一日
市川メデイカルクリニック	西八代郡市川三郷町高田五百十八番地一	同
医療法人スマイル歯科クリニック	中巨摩郡昭和町西条五千百九番地	同

ケーツーメデイカル株式会社市川三郷薬局	西八代郡市川三郷町高田五百十七番地二	同
わかかさ歯科	南アルプス市加賀美二千六百二十六番地	同
しばや眼科	南巨摩郡富士川町青柳町九百八十九番地一	同
医療法人社団薬袋レディースクリニック	甲府市飯田二丁目三番九号	同
あけの歯科医院	北杜市明野町上手六百五十番地一	同
訪問看護リハビリステーションコスモ・アンシア	甲府市相生三丁目三番十四号	同
セキテイ調剤薬局医大若宮店	中央市若宮四十六番地二	平成二十七年十一月一日
アイン薬局南アルプス店	南アルプス市西野二千八十四番地一	同
こばやしこどもクリニック	中央市若宮四十六番地八	平成二十七年十一月二日
リョウセイ堂薬局	南都留郡富士河口湖町船津九百九十五番地二十三	平成二十七年十二月一日

● 生活保護法に基づく指定施術機関の指定  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術機関を指定した。  
平成二十八年二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

名称	所在地	指定年月日
誠心鍼灸按摩マッサージ治療院	富士吉田市下吉田五丁目二十一番 二号	平成二十七年三月二十 七日
土橋接骨院	笛吹市春日居町鎮目四千四百四十 一番地一	平成二十七年四月一日
いさわ整骨院	笛吹市石和町広瀬二百三十一番地	平成二十七年四月十七 日
あんまマッサージ指圧 ぬくいん	笛吹市御坂町成田二千七百二十四 番地二	平成二十七年五月一日
接骨院・鍼灸院わたな べ	甲府市和戸町三百二十八番地	同
ふくろう鍼灸整骨院	北杜市大泉町谷戸二千番地一	平成二十七年六月一日
塩山整骨院	甲州市塩山上於曾千八百五十五番 地	平成二十七年七月一日
三ツ星整骨院	甲府市下飯田一丁目六番三十六号 オフィスコートツルタ百二	平成二十七年九月十七 日
五十嵐徹	甲斐市竜王町二千五十七番地五	平成二十七年十一月九 日
かえる堂整骨院	甲州市塩山上於曾八百二十一番地	平成二十七年十一月十 六日
らくだ接骨院	中央市下河東三千五十三番地一	同

● 生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した医療

機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。  
平成二十八年二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

名称	所在地	変更事項
公益社団法人山梨県看護協会 会ゆうき訪問看護ステーション	変更前 甲府市幸町十五番地六 変更後 甲府市住吉一丁目十五番二十三号	所在地
変更前 おおくに訪問看護ステーション	甲府市大里町五千三百二十八番地	名称
変更後 医療法人笹本会おおくに訪 問看護ステーション		
変更前 医療法人社団すずき会鈴木 泌尿器科医院	甲府市塩部一丁目十一番十二号	同
変更後 鈴木・野村泌尿器科クリニ ック		
あきやま歯科クリニック	変更前 富士吉田市新倉北川尻九百八番地一 変更後 富士吉田市富士見一丁目八番一号	所在地
富士見台歯科医院	変更前 富士吉田市下吉田六千五百五十八番地三 変更後 富士吉田市富士見五丁目八番二十八号	同

● 生活保護法に基づく指定施術機関の変更の届出



生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により指定した  
 た施設機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十八年二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

名称	所在地	変更事項
仁鍼灸院	変更前 富士吉田市竜ヶ丘一丁目五番十二号 変更後 富士吉田市旭一丁目四番八号	所在地
変更前 ヤック鍼灸整骨院 変更後 ヤック整骨院	甲府市酒折二丁目四番五号山梨学院大学 古屋記念堂内	名称

● 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により指定した次の  
 医療機関から、事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

名称	所在地
快療堂薬局	南巨摩郡富士川町青柳町六百十二番地
医療法人社団健昌会コマキ歯科	甲府市徳行四丁目六番四号
医療法人社団健昌会コマキ歯科	甲府市徳行四丁目六番六号
石倉歯科医院	笛吹市石和町市部字西河原七百八十九番地八十七
向井外科医院	北杜市長坂町長坂上条二千五百三十番地

医療法人雙寿会山中湖村診療所

南都留郡山中湖村山中十二番地

吉川外科整形外科医院

中巨摩郡昭和町河西六百二十三番地八

甲府昭和形成外科クリニック

中巨摩郡昭和町西条五千二百六十六番地一

佐藤医院

富士吉田市下吉田四丁目十三番十七号

民生堂外科医院

南アルプス市百々千九百十二番地

しまづ脳神経クリニック

甲府市千塚五丁目十三番二十一号

大房デンタルクリニック

甲斐市島上条七百十四番地一ニールバスビル二階

サンロード調剤県病院前

甲府市富士見一丁目四番五十二号

村松歯科医院

西八代郡市川三郷町市川大門千三百三十六番地

秋山歯科医院

南巨摩郡富士川町鵜沢千二百十七番地

サンドラック甲府青沼薬局

甲府市青沼二丁目一番一号

コマキ歯科

甲府市徳行四丁目六番六号

日本調剤花咲薬局

大月市大月町花咲千二百六十三番地二

一般財団法人医薬分業支援センター  
 甲府北薬局

甲府市美咲二丁目十番十六号

しばや眼科

南巨摩郡富士川町青柳町九百八十九番地一

樋口内科医院

甲府市宝二丁目二十五番十一号

アイン薬局南アルプス店

南アルプス市西野二千八十四番地一

● 生活保護法に基づく指定施設機関の廃止の届出

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第一項の規定により指定した次の施術機関から、事業を廃止した旨の届出があった。  
平成二十八年二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

名 称	所 在 地
ここに鍼灸整骨院	都留市つる五丁目三番五号コーポ千一
接骨院・鍼灸院わたなべ	甲府市川田町五百番地
塩山整骨院	甲州市塩山上於曾千七百五十三番地
かえる堂鍼灸整骨院	甲州市塩山上於曾八百二十一番地

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年六月十五日まで縦覧に供する。  
平成二十八年二月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住 所
株式会社バローホールディングス 代表取締役 田代正美	岐阜県恵那市大井町百八十番地の一
有限会社グロウスカンパニー 代表取締役 清水照夫	山梨県甲斐市竜王三千二百九番地五十一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (一) 名称 バロー甲府昭和店
  - (二) 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町清水新居字小松田百九十一番一外
- 2 変更した事項
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
株式会社バローホールディングス 代表取締役 田代正美	岐阜県恵那市大井町百八十番地の一
有限会社グロウスカンパニー 代表取締役 清水照夫	山梨県甲斐市竜王三千二百九番地五十一

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
株式会社バロー 代表取締役 田代正美	岐阜県多治見市大針町六百六十一番地の一
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号
株式会社いつ和 代表取締役 阿部昇	新潟県十日町市八幡田町四百六十五番地六

3 変更の年月日

平成二十七年五月二十九日外

三 届出年月日

平成二十八年一月十四日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター



● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、檜山土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十八年二月十五日

一 退任

山梨県知事 後 藤 齋

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	小林 里司	北杜市高根町清里五百八十九	平成二十七年七月三十一日
同	小清水秀徳	一 高根町清里二千百三十八―	同
同	利根川喜久	高根町清里二千百六十一	同
同	利根川好正	高根町清里六百五十	同
監事	秋山 好次	高根町清里二千百五	同
同	利根川 健	高根町清里五百七	同
同	浅川 豊澄	高根町清里二千九百七	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	利根川好正	北杜市高根町清里六百五十	平成二十七年八月一日
同	利根川喜美男	高根町清里四百八十三―一	同
同	小清水文香	高根町清里二千百四十八	同
同	浅川 豊澄	高根町清里二千九百七	同

監事	小林 里司	同	高根町清里五百八十九	同
同	小清水秀徳	一 同	高根町清里二千百三十八―	同
同	浅川 彦津弘	同	高根町清里二千百六十七	同

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二号

職員に関する規則及び山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年二月十五日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

職員に関する規則及び山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

（職員の任用に関する規則の一部改正）

第一条 職員の任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「職員採用上級試験」を「職員採用試験（大学卒業程度）」に改め、同項第二号中「職員採用中級試験」を「職員採用試験（短大卒業程度）」に改め、同項第三号中「職員採用初級試験」を「職員採用試験（高校卒業程度）」に改める。

別表第一第一号の表、別表第二、別表第三第一号の表及び別表第四中「職員採用上級試験」を「職員採用試験（大学卒業程度）」に、「職員採用中級試験」を「職員採用試験（短大卒業程度）」に、「職員採用初級試験」を「職員採用試験（高校卒業程度）」に改める。

（山梨県職員の給与に関する規則の一部改正）

第二条 山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項及び第十八条第一項第一号中「上級」を「大学卒業程度」に、「中級」を「短大卒業程度」に、「初級」を「高校卒業程度」に改める。

別表第三第一号の表中「上級」を「大学卒業程度」に、「中級」を「短大卒業程度」に、「初級」を「高校卒業程度」に、「職員採用上級試験」を「職員採用試験（大学卒業程度）」に、「職員採用中級試験」を「職員採用試験（短大卒業程度）」に、「職員採用初級試験」を「職員採用試験（高校卒業程度）」に改める。  
 別表第三第五号の表及び第六号の表並びに別表第七第一号の表、第五号の表及び第六号の表中「上級」を「大学卒業程度」に、「中級」を「短大卒業程度」に、「初級」を「高校卒業程度」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。  
 (経過措置)

2 第二条の規定による改正後の山梨県職員の給与に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に公告される採用試験の結果に基づいて職員となる者について適用し、同日前に公告された採用試験の結果に基づいて職員となった者については、なお従前の例による。

山梨県人事委員会規則第三号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年二月十五日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一医療職給料表(二)の項第四号中「理学療養士」を「理学療法士」に改め、同項第五号中「義肢装具士」を「言語聴覚士」に改める。

別表第三第三号の表臨床検査技師の項及び栄養士の項を次のように改める。

栄養士		大学卒		短大卒	
	○	四	四	一・五	五
		七	三	三	
		十一	四	四	
		十五	四	四	

別表第三第三号の表義肢装具士の項を次のように改める。

臨床検査技師		大学卒		短大卒	
	○	一・五	七	一	一
		四	十	六	六
		四	十四	九	九
		四	十八	十三	十三
		四		十七	十七

別表第三第三号の表備考中「臨床検査技師、栄養士」を「栄養士、臨床検査技師」に、「義肢装具士」を「言語聴覚士」に改める。

別表第三第三号の表臨床検査技師の項及び栄養士の項を次のように改める。

言語聴覚士		大学卒		短大卒	
	○	四	四	一	一
		四	三	六	六
		七	四	九	九
		十一	四	十三	十三
		十五	四	十七	十七

別表第七第三号の表義肢装具士の項を次のように改める。

栄養士		大学卒		短大卒	
	二級五号給				
	一級十五号給				
臨床検査技師		大学卒		短大卒	
	二級五号給				
	一級二十一号給				

別表第七第三号の表言語聴覚士の項を次のように改める。

言語聴覚士		大学卒		短大卒	
	二級五号給				
	一級二十一号給				

別表第十障害者相談所の項を削り、同表あけぼの医療福祉センターの項(5)中「、作業療法士及び言語訓練に従事する職員」を「及び作業療法士」に改め、同項(12)中「(11)」を「(12)」に改め、同項(12)を同項(13)とし、(7)から(11)までを(8)から(12)までとし、同項(6)中「(10)」を「(11)」に改め、同項(6)を同項(7)とし、同項(5)の次に次のように加える。

(6) 言語聴覚士

#### 附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

## その他

### ● 山梨県道路公社公告第五号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十八年二月十五日

山梨県道路公社理事長 守 屋 守

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名

平成二十八・二十九年度 富士山有料道路料金徴収業務委託

2 業務場所

南都留郡富士河口湖町船津剣丸尾地内外

3 業務内容等

料金徴収業務 一式

なお、詳細は、一般競争入札公告及び設計図書等による。

4 履行期間

平成二十八年四月一日0時から平成三十年三月三十一日二十四時

二 入札参加資格申請の受付期間

平成二十八年二月二十二日(月) 午前九時から平成二十八年二月二十六日(金)

午後四時三十分までとする。

三 その他

詳細は、山梨県道路公社ホームページにより配布する一般競争入札公告及び資料作成要領等による。

(URL) <http://folgate.on.arena.ne.jp/index2.html>

### ● 山梨県道路公社公告第六号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十八年二月十五日

山梨県道路公社理事長 守 屋 守

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名

平成二十八・二十九年度 雁坂トンネル有料道路料金徴収業務及び監視等業務委託

託

2 業務場所

山梨市三富川浦地内外

3 業務内容等

料金徴収業務 一式

監視等業務 一式

なお、詳細は、一般競争入札公告及び設計図書等による。

4 履行期間

平成二十八年四月一日0時から平成三十年三月三十一日二十四時

二 入札参加資格申請の受付期間

平成二十八年二月二十二日(月) 午前九時から平成二十八年二月二十六日(金)

午後四時三十分までとする。

三 その他

詳細は、山梨県道路公社ホームページにより配布する一般競争入札公告及び資料作成要領等による。

(URL) <http://folgate.on.arena.ne.jp/index2.html>

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番